

第6回 議員定数等議会活性化特別委員会

令和8年4月22日(水)
10時00分～ 時 分
全 員 協 議 会 室

- 【出席委員】川神委員長、佐々木副委員長
今田委員、遠藤委員、足立委員、笹田委員、芦谷委員、西田清久委員
【議長団】澁谷議長
【事務局】下間局長、濱見書記
-

議題

- 1 前回の振り返り
- 2 職員向けハラスメント実態調査アンケート案
- 3 浜田市議会政治倫理条例の逐条解説
- 4 議会基本条例の見直し（採択した請願及び陳情への対応）
- 5 その他

○次回開催 月 日 () 時 分 場所

第5回 議員定数等議会活性化特別委員会 要点

令和8年3月2日

1. 決定・確認された事項

○浜田市議会政治倫理条例の改正

- ・委員会から提出された改正案の骨子について、各会派の意見が反映されており、概ね了承された。
- ・施行規則に既定のある条項（議長の利害関係に関する副議長の代行等）は、条例案から削除することを決定した。
- ・条文の最終的な文言整理は、市の法令担当とのすり合わせを経た上で、正副委員長に一任することが確認された。
- ・条例改正の提案について、翌日の議会運営委員会で委員長から報告することを決定した。

2. 継続審議・今後の検討課題

○浜田市議会政治倫理条例の最終案の確認

- ・法令担当とのすり合わせ後の最終案を LINE WORKS で共有し、委員から疑義や重要な指摘があった場合は、改めて委員会を開催する可能性がある。

○職員向けハラスメント実態調査アンケート案の修正

- ・「誰からの行為か」と「どのようなハラスメントか」を関連付けて質問するなど、より実態が把握しやすい設問への修正が必要であるとの課題が提起された。

○議会基本条例の見直しに関する協議

- ・議会運営委員会から当委員会へ協議が付託された場合、速やかに委員会を開催して対応する必要がある。

3. 次回までの宿題・アクション

【正副委員長・事務局】

条例改正案の文言整理：

- ・市の法令担当とのすり合わせを行い、最終的な条例案を作成する。
- ・完成後、LINE WORKS で全委員に共有する。

ハラスメント実態調査アンケート案の再作成：

- ・提起された課題（設問の組み合わせ等）を反映した修正案を作成し、次回委員会での協議のたたき台とする。

【委員長】

- ・3月3日の議会運営委員会にて、政治倫理条例の改正を検討中であり、最終日に委員会提案を行う意向であることを報告する。

【全委員】

- ・共有された修正案について、事前に確認し、意見を準備する。

4. 次回日程と予定議題

○日時：4月中（新年度に入り次第、日程調整） ○場所：（未定）

○予定議題：

1. ハラスメント防止条例制定に向けた具体的な検討（アンケート案の確定など）
2. 議員定数のあり方に関する議論の深掘り
3. 前回委員会からの申し送り事項（多様な人材の立候補しやすい環境整備等）の具体的な検討

5. 各議題の議論概要（詳細）

○浜田市議会政治倫理条例の改正について

- ・各会派から提出された意見を反映した改正案（赤字部分）について、全会派から異論はなく、骨子としては合意形成が図られた。
- ・遠藤委員より、SNS 関連条項における対象者の判断基準についての質問があったが、文言の定義は今後の法令担当とのすり合わせで整理することとなった。
- ・佐々木副委員長より、重要な条例であるため、文言整理後の最終確認は慎重に行うべきとの意見が出され、疑義がある場合は再度委員会を開催する方針が確認された。

○職員向けハラスメント実態調査アンケートについて

- ・佐々木副委員長より、現行案では「誰から」「どのような」ハラスメントを受けたかの関連性が不明確であり、実態把握が困難であるとの問題提起がなされた。
- ・笹田委員からも、設問の改善が必要であるとの認識が共有された。
- ・芦谷委員より、各委員から修正案を募る提案があったが、議論の効率化のため、まずは正副委員長と事務局で修正案を作成し、それをたたき台として協議を進める方針で合意した。

○今後の委員会日程について

- ・3月定例会中は予算審査等で多忙なため、次回の本格的な議論は4月以降とすることで概ね合意した。
- ・笹田委員より、議会運営委員会で審議中の議会基本条例の見直しが付託された場合や、職員アンケートの準備が整った場合は、速やかに委員会を開催すべきとの意見が出され、了承された。

Web アンケート「Logo フォーム」職員対象ハラスメント実態調査

(参考) 作成のポイント・根拠

1. 匿名性の担保 (第3回 西田清久委員意見)

「公表を前提とせず、職員の素直な心情や実態」を収集するため、冒頭に「無記名」「個人特定なし」を明記した。

2. 議員に関する項目の設置 (第3回 川神委員長・西田清久委員意見)

「議員間」「議員と職員」のハラスメントが潜在している可能性が指摘されたため、【問2】の行為者に「市議会議員」を明示した。

3. 防止策への意見 (第3回 笹田委員・今田委員意見)

条例に「罰則規定」「第三者機関」「教育」「実態調査」などを盛り込むべきとの議論を踏まえ、【問7】で職員が求める施策を確認する項目を設けた。

4. 実施主体

本案は「議会主導(特別委員会作成)」のたたき台だが、実施にあたっては「執行部の協力を得て実施(芦谷委員提案)」または「議会独自で実施(笹田委員提案)」のいずれの形式にも対応可能な内容としている。

浜田市議会議員政治倫理条例【逐条解説】

条文	逐条解説
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、浜田市議会基本条例（平成23年浜田市条例第34号）第20条の規定に基づき、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、浜田市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員が市民全体の奉仕者として、政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うべきことを促し、清浄で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>【解説】</p> <p>本条は、本条例の制定目的と基本理念を定めるものです。本条例が浜田市議会基本条例第20条の規定に基づくものであることを明記し、市政が市民の厳粛な「信託（主権者である市民から、市政の意思決定や監視という重要な役割を預かっていること）」によるものであることを確認しています。</p> <p>本条は、本条例の目的を明らかにしたものであり、各条文の解釈及び運用の基本となるものです。</p> <p>市政は市民の厳粛な信託に基づくものであり、議員はその信託に応える責務を負うものです。議員は特定の個人又は団体の利益にとらわれることなく、市民全体の奉仕者として行動することが求められます。</p> <p>また、議員が常に良心に従い、誠実かつ公正に職務を遂行すべきことを明らかにするとともに、政治倫理の確立及び向上を通じて、清浄で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを本条例の目的としています。</p>
<p>(議員の責務)</p> <p>第2条 議員は、市民全体の奉仕者として、市政に携わる権能と責務を深く自覚するとともに、市民の信頼に値するより高い倫理的義務に徹し、地方自治の本旨に従って、その使命を達成するよう努めなければならない。</p> <p>2 議員は、市民の要請に的確に対応できる識見を常に養うとともに、市民全体の福祉の増進を図るために行動するよう努めなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>議員が常に自覚し、実践すべき責務を規定しています。</p> <p>第1項は、議員の権能が個人的な特権ではなく、市民全体のために行使すべきものであることを示しています。</p> <p>第2項は、市民の多様な要請に的確に対応するため、常に自己研鑽に励み、識見を養うべき努力義務を定めています。</p> <p>第3項においては、「説明責任」を明記しています。議員の活動は市民の負託によるものである以上、そのプロセスや結果を積極的</p>

条文	逐条解説
<p>3 議員は、情報公開の原則に基づき、議会及び議員活動について積極的に市民に明らかにし、その説明責任を果たすよう努めなければならない。</p>	<p>に情報公開し、市民に対して自ら説明する責務があることを示しています。これは、後述する第3条第2項の「疑惑解明の責務」の前提となる極めて重要な規定です。</p>
(政治倫理基準の遵守等)	
<p>第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>本条例の中核をなす規定であり、第1条の目的を達成するために議員が遵守すべき具体的な行為規範（してはならないこと）を列挙しています。これらに反する疑いがある行為は、第4条に基づく審査請求の対象となります。</p> <p>政治倫理基準を明確にすることは、次の3つの重要な意義を持ちます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①議員自身の自己規律の明確な指針となること。 ②市民や他の議員が審査請求を行う際の要件を客観化すること。 ③議員に対する攻撃目的等の恣意的な審査請求を防止すること。
<p>(1) 市民全体の奉仕者として、その品位又は名誉を損なう一切の行為をしないこと。</p>	<p>【第1号（品位・名誉の保持）】</p> <p>【解説】</p> <p>議員という職制に対する市民の信頼を失墜させる行為の禁止です。</p> <p>【違反となる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市民全体の奉仕者としての自覚を著しく欠く行為 一部の特定の個人や団体の利益のみを代弁・優先した行動、公私の混同、特権的な振る舞いや市民に対する高圧的な態度など、「全体の奉仕者」としての公平性や高い倫理観を欠き、市民の不信を招く行為は本号違反となります。 ② 議会運営に問題を起こす行為（議場等での振る舞い） 議員には議場での自由な発言が保障されていますが、地方自治

条文	逐条解説
<p>(2) 市民全体の奉仕者として、人格及び倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。</p> <p>(3) 市の職員の採用、異動、昇格等人事に関し、推薦、紹介をする等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。</p>	<p>法に基づく「言論の品位」や「秩序保持」のルールの逸脱は許されません。</p> <p>不適切な発言を度々行ったり、議長や委員長の制止・指示に直ちに従わず議事進行に支障をきたす行為は、議会の権威を著しく損なうものです。たとえ後で発言を取り消したとしても、あるいは最終的に指示に従ったとしても、円滑な議会運営に支障をきたし、秩序を乱す行為を繰り返すこと自体が倫理基準違反（品位の失墜）に該当します。</p> <p>また、発言上の問題に限らず、正当な理由のない欠席や遅刻・離席の常態化、議場における不真面目な態度（居眠り、私語など）の反復等、議会の構成員としての職責を軽視し、議会の品位を損なわせる行為も対象となります。</p> <p>③ 議会外での品位失墜行為</p> <p>議会内の言動にとどまらず、私生活上の著しいトラブルや法令違反等により、報道等を通じて議会全体の信頼を現実に損なわせた場合も対象となります。</p> <p>【第2号（金品授受の禁止）】</p> <p>【解説】</p> <p>典型的な贈収賄のみならず、口利きの見返りとしての謝礼や、実態のない顧問料の受領等も含まれます。</p> <p>社会通念上妥当と認められる範囲の私的な冠婚葬祭の祝儀・香典（公職選挙法で禁止されるものを除く。）や、個人的な関係に基づく少額の品物のやり取りまでを禁ずるものではありません。ただし、境界線が曖昧になりやすいため、市民から疑念を抱かれることのないよう、議員自らが厳格に律する必要があります。</p> <p>【第3号（人事への介入禁止）】</p>

条文	逐条解説
	<p>【解説】 行政の公平性・中立性を担保するため、職員人事に対する議員の不当な介入を禁じます。対象となる「職員」には正規職員だけでなく会計年度任用職員等も含まれます。 働きかけの成否や金銭等の対価の有無は問いません。その行為を行った時点で違反となります。</p> <p>【違反となる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の受験者の名前を挙げ、採用試験での配慮を求めること。 ・特定の職員の昇任や、特定の部署への異動（または異動させないこと）を人事担当者に要求すること。
<p>(4) 市又は市が出資その他財政支援を行う法人等（以下「市等」という。）の職員に対し、嫌がらせ、どう喝、強要その他の行為により、その公正な職務の執行を妨げないこと。</p>	<p>【第4号（職員の公正な職務執行の妨害禁止）】</p> <p>【解説】 議員の優越的な立場を背景とした不当な圧力により、行政の中立性や適法性が歪められることを防ぐ規定です。「市等」には、市が出資している外郭団体等が含まれます。</p> <p>【違反となる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・違法な建築物に対する指導を見逃すよう圧力をかけること。 ・特定の個人や団体の税金の滞納処分（差押え等）を待つよう不当に要求すること。 ・要求を通すために、大声を上げたり、人事上の不利益（「異動させるぞ」「処分させるぞ」等）、SNS等への掲載をちらつかせたりすること。
<p>(5) 法令に定める正当な権限に基づくことなく、議員個人で市等に対し、申入れ又は要望に応じるよう執ように要求しないこと。</p>	<p>【第5号（執拗な要求の禁止）】</p> <p>【解説】 市民からの要望を行政に届けることは議員の重要な役割ですが、それが法令上の権限を超えた「議員個人の不当な圧力」となること</p>

条文	逐条解説
<p>(6) ハラスメント(行為者の意図にかかわらず、相手方を不快にさせ、相手方の尊厳を傷つけ、又は相手方に不利益若しくは脅威を与えることをいう。)その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。</p>	<p>を戒める規定です。</p> <p>地方自治法においては、議会及び委員会については調査権を規定されていますが、議員個人の調査権は規定されていません。このため、議員個人の申入れ又は要望に対する行政側からの回答は、任意とされています。</p> <p>「執ように(しつこく)」とは、行政側が法令や公平性の観点から「対応が難しい」旨を回答しているにもかかわらず、合理的な理由なく何度も面会を求めたり、長時間の居座りによって他の業務に支障が生ずるような要求を繰り返す態様を指します。</p> <p>【第6号(ハラスメントの禁止)】</p> <p>【解説】</p> <p>近年社会問題化している各種ハラスメントを明確に禁止する条項です。ハラスメントを「行為者の意図にかかわらず」と定義しています。</p> <p>【違反となる例】</p> <p>①行為者の主観的意図の否定</p> <p>議員側に相手を傷つける意図がなく、「正しいことを教えるための厳しい指導だった」「冗談のつもりだった」といった主観的な意図であったとしても、客観的にみて相手方を不快にさせ、尊厳を傷つける行為であればハラスメントに該当します。判断の基準は行為者の意図ではなく、客観的な妥当性と相手方の受け止め方にあります。</p> <p>②相手方の言動を理由とした自己正当化の禁止</p> <p>自らのハラスメント行為を「相手から先に失礼な態度をとられた」「やり返ただけである(正当防衛である)」と主張して自己弁護するケースがあります。しかし、本条例は議員自身の倫理</p>

条文	逐条解説
<p>(7) 発言又はチラシ、ウェブサイト、ソーシャル・ネットワーキング・サービスその他の媒体を利用した情報発信において、個人又は法人その他の団体の名誉を毀損し、個人の人格を損ない、又は不当に個人情報等を流布する一切の行為をしないこと。</p>	<p>的振る舞いを問うものであり、相手の言動を理由に自身の不適切な行為が正当化・免責されることはありません。仮に相手の対応に何らかの問題があったとしても、それに対して暴言や威圧的な態度等で「やり返す」行為は、それ自体が独立したハラスメントとして本号違反となります。</p> <p>【第7号（情報発信における名誉棄損等の禁止）】</p> <p>【解説】</p> <p>ネット社会における議員の情報発信責任を定めた規定です。議会内での発言にとどまらず、個人のSNSやビラ配り等、あらゆる媒体が対象となります。</p> <p>議員の政治的言論の自由は最大限尊重されますが、「表現の自由」を逸脱して個人等を攻撃する行為は許されません。</p> <p>【違反となる例】</p> <p>① 政治的批判と個人攻撃・名誉毀損</p> <p>市長や行政の「施策」や「決定プロセス」に対する批判は正当な政治活動です。しかし、政策批判の域を超え、相手の「人格、容姿、出自、私生活」を攻撃することや、「あの業者や市の職員は手抜きをしている」等、真実であるという客観的証拠のないことを摘示して社会的評価を低下させる発言は、名誉毀損に該当します。</p> <p>② 一般市民や一般職員に対する言及（不当な情報流布）</p> <p>権力者ではない一般の市民、請願者、あるいは市の一般職員（特定の課長や担当者）を名指し（又は特定できる形）で批判し、私人としての平穏を害する行為は、著しい人権侵害となります。「公益目的」を主張しても、その個人の实名等を晒す必要性が認められない場合は本号違反となります。</p>

条文	逐条解説
<p>(8) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等の推薦、紹介をする等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。</p>	<p>③ 未確認情報（噂・推測）の断定的な発信 「～という噂がある」「～らしい」といった伝聞であっても、それを議員が自身の媒体で発信すれば、市民からは「議員が言うのだから事実だろう」と受け止められます。裏付けのない情報を軽率に発信し、結果として他者の信用を毀損した場合は免責されません。</p> <p>④ SNS特有の機能（拡散・「いいね」等）による加担 自身で直接書き込む行為だけでなく、第三者が発信した名誉毀損や誹謗中傷の投稿を、議員名義のアカウントで拡散（リツイートやシェア）したり、賛意を示す（いいねを押す）などの行為も、状況によっては「不当な情報の流布」に加担したとして本号違反に問われる可能性があります。</p> <p>⑤ 「個人の見解」等の免責文言の無効性 SNSのプロフィール欄や投稿に「これは議員としてではなく個人の見解です」「あくまで個人の感想です」と記載していたとしても、客観的に「浜田市議会議員の発信」として広く認識されている以上、本条例の適用を免れる理由にはなりません。</p> <p>【第8号（契約・許認可への介入禁止）】</p> <p>【解説】 いわゆる「官製談合」への関与や、特定業者への利益誘導（不当な口利き）の禁止です。</p> <p>【違反となる例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共工事の入札において、特定の業者が落札できるよう入札情報の漏洩を求めたり、指名業者に入れるよう働きかけること。 ・ 許認可の要件を満たしていない申請について、特例として認めるよう要求すること。

条文	逐条解説
<p>(9) 政治活動に関する寄附について、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのあるものを受けないこと。議員の後援団体に対する寄附についても、また同様とする。</p>	<p>【第 9 号（不適切な寄附の受領禁止）】</p> <p>【解説】</p> <p>法令に違反しない寄附であっても、「倫理的・道義的」に問題のある寄附の受領を禁じています。</p> <p>「道義的な批判を受けるおそれ」とは、例えば、市から補助金等の決定を受けた直後の企業からの寄附や、市と係争中の団体からの寄附など、対価性が疑われ市民から不信を招くようなものを指します。後援団体を隠れ蓑にすることも後段で明確に禁じています。</p>
<p>(10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に関与しないこと。</p>	<p>【第 10 号（反社会的勢力との関係遮断）】</p> <p>【解説】</p> <p>反社会的勢力との関係を一切遮断する規定です。</p> <p>「関与しないこと」には、議員が反社勢力を利用することだけでなく、会合への出席や祝花の送付等を通じて、結果的に反社勢力に利用され威付けに加担してしまうこと（交際）も含まれます。</p>
<p>(11) 正当な理由なく、職務上知り得た秘密及び個人情報を漏らし、又は不正に利用しないこと。</p>	<p>【第 11 号（守秘義務）】</p> <p>【解説】</p> <p>議員活動を通じて知り得た非公開情報や個人情報の適切な取扱いを求めています。</p> <p>特定の業者に便宜を図るための意図的な情報漏えいが違反となるのは当然ですが、「いち早く市民に知らせたい」という善意や自己アピールの目的であっても、情報解禁前の行政情報や委員会の秘密会の内容を SNS 等で発信した場合は本号違反となります。</p>
<p>2 議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら真摯な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにするよう努めなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>疑惑が生じた際、審査会や第三者の調査を単に待つ（あるいは逃げる）のではなく、自ら進んで証拠を提示し、事実関係を説明する自浄作用の義務を定めています。</p>

条文	逐条解説
	<p>本項は、議員としての高度な倫理観に基づく自己責任の原則を示しています。審査会による調査が行われる際も、この規定に基づき、議員には最大限の協力が求められます。</p>
<p>(審査請求)</p> <p>第4条 議員又は市民（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項又は第3項の規定による直近の選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者（議員を除く。）をいう。以下同じ。）は、前条第1項の規定に違反する疑いがあると思料するときは、議長に対し、審査を請求することができる。</p> <p>2 前項の規定による請求は、その理由を明らかにし、次の各号に掲げる当該請求をする者（以下「審査請求者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める書面により行わなければならない。</p> <p>(1) 議員 議員2人以上が連署する書面</p> <p>(2) 市民 市民の総数の100分の1以上が連署する書面</p>	<p>【解説】</p> <p>前条の基準に違反する疑いがある場合の、具体的審査請求権を規定しています。議員からの請求には「2人以上の連署」、市民からの請求には「有権者総数の100分の1以上の連署」というハードルを設けています。</p> <p>政治的な攻撃の手段としての悪用や、個人的な恨みに基づく根拠のない請求を防止し、一定の客観的疑念（署名によって可視化される社会的疑念）がある事案に絞って審査を行うための要件です。</p>
<p>(審査会への審査要請)</p> <p>第5条 議長は、前条第1項の規定による審査の請求があったときは、直ちに浜田市議会議員政治倫理審査会に審査を要請しなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>要件を満たした適法な審査請求があった場合、議長は「直ちに」審査会に要請しなければなりません。議長個人の裁量や恣意的な判断で審査をストップさせることは許されません。</p>
<p>(浜田市議会議員政治倫理審査会の設置)</p> <p>第6条 政治倫理の確立を図り、前条の規定による審査の要請に応じて調査審議するため浜田市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>2 審査会は、審査の要請のあった事項について、その適否及び政治倫理基準に違反すると認められるかどうかを調査審議する。</p>	<p>【解説】</p> <p>審査会は常設ではなく、請求があった事案ごとに設置される附属機関です。その事案における「適否（そもそも審査になじむ案件か）」と「違反の存否（事実関係）」を調査審議します。</p>
<p>(審査会の委員)</p>	

条文	逐条解説
<p>第7条 審査会の委員は、6人とする。</p> <p>2 委員は、議長が識見者又は議員のうちから委嘱し、又は任命する。</p> <p>3 委員の任期は、当該審査に要する間とする。</p> <p>4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。</p> <p>5 委員は、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>審査会の客観性と独立性を担保するための委員構成と、委員自身の義務を定めています。</p> <p>審査の客観性と公平性を担保するため、委員6人は議長が「識見者（弁護士、学識経験者等の第三者）」又は「議員」から委嘱・任命します。</p> <p>審査会は吊るし上げの場ではなく、客観的な事実認定を行う場であるため、第4項の守秘義務に加え、第5項に基づき委員自身も予断を持たず、私情を交えずに審査に臨む必要があります。</p>
（審査会の調査権限）	
<p>第8条 審査会は、必要があると認めるときは、審査の対象となる議員（以下「審査対象議員」という。）その他相当と認める者を会議に出席させて説明を求め、若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>2 審査会は、必要があると認めるときは、審査対象議員に対し、資産等に関する書類（以下「資産報告書等」という。）の提出を求めることができる。</p> <p>3 資産報告書等に記載する事項は、議長が別に定める。</p>	<p>【解説】</p> <p>審査会に強力な調査権限を付与しています。</p> <p>対象議員だけでなく、関係者の出席要求、資料提出要求が可能です。</p> <p>第2項の「資産等に関する書類」は、金銭的な疑惑（第3条第2号や第8号等）を解明する上で不可欠となります。また、提出された資料の取扱いや保管には、通常以上の厳格な守秘義務と情報管理が求められます。</p>
（議員の協力義務）	
<p>第9条 審査対象議員は、審査会からの求めがあったときは、審査会の会議に出席して説明をし、若しくは意見を述べ、又は審査に必要な資料若しくは資産報告書等を提出しなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>第3条第2項の「疑惑解明の責務」を具体化したものです。</p> <p>対象議員は審査会の要求を拒むことはできず、誠実に協力する義務を負います。</p>
（釈明の機会の保障）	
<p>第10条 審査会は、審査対象議員から審査会において釈明したい旨を求められたときは、その機会を保障しなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>審査対象議員が一方的に処分されることを防ぎ、自己の正当性を</p>

条文	逐条解説
	<p>主張したり、誤解を解いたりする適正手続の保障を定めています。</p> <p>具体的には、弁明書の提出や、審査会への出席による口頭陳述の機会を付与します。この場は「吊るし上げ」や「尋問」の場ではなく、事実関係を正確に把握するための防御権の行使であるため、審査会側も予断を持たず客観的に聴き取る姿勢が不可欠です。</p>
<p>(虚偽報告等の公表等)</p> <p>第 11 条 審査会は、審査対象議員が資産報告書等の提出を拒み、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は調査に協力しなかったときは、その旨を公表するとともに、第 14 条に準じた措置を講ずることができる。</p>	<p>【解説】</p> <p>対象議員が調査に非協力的であったり、嘘の報告をしたりした場合の制裁措置です。</p> <p>調査を妨害した事実そのものを「公表」という社会的制裁を下すとともに、違反行為が認定された場合と同様の措置（第 14 条に準じた措置）を講ずることができます。これにより、正当な理由なき調査からの逃亡や隠蔽を強力に抑止します。</p>
<p>(審査結果の報告等)</p> <p>第 12 条 審査会は、第 5 条の規定により審査の要請があったときは、当該要請のあった日から起算して 60 日以内に審査の結果を書面により議長に報告しなければならない。ただし、天災その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>2 議長は、前項の報告を受けたときは、その結果を審査請求者（市民にあっては、その代表者）及び審査対象議員に通知するとともに、公表しなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>審査の迅速性を確保するための規定です。</p> <p>審査の長期化を防ぐため、原則として「60 日以内」という標準処理期間を設けています。</p> <p>また、議長に報告された結果は、必ず請求者と対象議員に通知され、市民に「公表」されます。</p>
<p>(審査会の公開)</p> <p>第 13 条 審査会の行う会議は、公開とする。ただし、出席委員の 3 分の 2 以上の同意があるときは、非公開とすることができる。</p>	<p>【解説】</p> <p>審査の透明性を確保するための規定です。</p> <p>審査会の会議自体も「公開」が原則です。個人のプライバシーに深く関わる場合や、関係者の保護や忌憚のない意見聴取が必要な場</p>

条文	逐条解説
	合等、非公開とするには、出席委員の「3分の2以上」という特別多数の同意を要する厳格な運用としています。
<p>(政治倫理基準違反に対する措置)</p> <p>第14条 審査会は、審査対象議員に政治倫理基準に違反すると認められる事実があるときは、議長に対し、辞職の勧告その他審査会が必要と認める措置を講ずるよう求めることができる。</p>	<p>【解説】</p> <p>審査結果に基づく議会の自律的措置を定めています。</p> <p>審査の結果、違反が認定された場合、審査会は議長に対して「辞職の勧告」などの措置を講ずるよう求めることができます。議会が取り得る措置の中で「辞職の勧告」は法的な強制力（失職させる力）こそないものの、議会としての意思を明確に示す最も重い政治的・道義的制裁となります。</p>
<p>(審査結果の尊重)</p> <p>第15条 審査対象議員は、第12条第2項の規定による通知において、自らの行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重し、政治倫理の確保のために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>審査結果及び議長の通知に基づく議員の政治的・道義的責任の取り方を定めています。</p> <p>違反を指摘された議員は、審査会の結論を真摯に受け止め、自らの行動を是正する（場合によっては自ら役職を辞したり、議員辞職を決断する等の）措置を講じなければなりません。</p>
<p>(贈収賄罪等の刑確定後の措置)</p> <p>第16条 議会は、議員が刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4まで及び第198条の罪（議員の地位又は職務と無関係な贈賄罪を除く。）により有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、議会の名誉及び品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする（公職選挙法第11条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第127条第1項の規定により当該議員が失職する場合を除く。）。</p>	<p>【解説】</p> <p>本条例の審査請求に基づくプロセスとは別に、議員が職務に関する収賄罪（刑法第197条等）で有罪判決を受け、その刑が確定した場合の措置規定です。</p> <p>公職選挙法等の規定により当然に失職する場合（実刑判決等）を除き、執行猶予等で直ちに失職しない場合であっても、市政に対する重大な背信行為であるため、議会として名誉と信頼を回復するための厳格な措置（辞職勧告決議等）を主体的かつ速やかに講じるこ</p>

条文	逐条解説
	とを宣言した条文です。
<p>(委任)</p> <p>第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p>	<p>【解説】</p> <p>審査請求書の様式、資産報告書の具体的な記載事項、審査会の議事進行の細則など、条例を実施するために必要な手続的・技術的な事項は、本条の委任に基づき、議長が規則や規程等で定めます。</p>

○浜田市議会議員政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、浜田市議会基本条例（平成23年浜田市条例第34号）第20条の規定に基づき、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、浜田市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員が市民全体の奉仕者として、政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うべきことを促し、清浄で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民全体の奉仕者として、市政に携わる権能と責務を深く自覚するとともに、市民の信頼に値するより高い倫理的義務に徹し、地方自治の本旨に従って、その使命を達成するよう努めなければならない。

2 議員は、市民の要請に的確に対応できる識見を常に養うとともに、市民全体の福祉の増進を図るために行動するよう努めなければならない。

3 議員は、情報公開の原則に基づき、議会及び議員活動について積極的に市民に明らかにし、その説明責任を果たすよう努めなければならない。

(政治倫理基準の遵守等)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 市民全体の奉仕者として、その品位又は名誉を損なう一切の行為をしないこと。

(2) 市民全体の奉仕者として、人格及び倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。

(3) 市の職員の採用、異動、昇格等人事に関し、推薦、紹介をする等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。

(4) 市又は市が出資その他財政支援を行う法人等（以下「市等」という。）の職員に対し、嫌がらせ、どう喝、強要その他の行為により、その公正な職務の執行を妨げないこと。

(5) 法令に定める正当な権限に基づくことなく、議員個人で市等に対し、申入れ又は要望に応じるよう執ように要求しないこと。

(6) ハラスメント（行為者の意図にかかわらず、相手方を不快にさせ、相手方の尊厳を傷つけ、又は相手方に不利益若しくは脅威を与えることをいう。）その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

(7) 発言又はチラシ、ウェブサイト、ソーシャル・ネットワーキング・サービスその他の媒体を利用した情報発信において、個人又は法人その他の団体の名誉を毀損し、個人の人格を損ない、又は不当に個人情報等を流布する一切の行為をしないこと。

(8) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等の推薦、紹介をする等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。

(9) 政治活動に関する寄附について、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのあるものを受けないこと。議員の後援団体に対する寄附についても、また同様とする。

(10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に関与しないこと。

(11) 正当な理由なく、職務上知り得た秘密及び個人情報を漏らし、又は不正に利用しないこと。

2 議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら真摯な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにするよう努めなければならない。

(審査請求)

第4条 議員又は市民（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項又は第3項の規定による直近の選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者（議員を除く。）をいう。以下同じ。）は、前条第1項の規定に違反する疑いがあると思料するときは、議長に対し、審査を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、その理由を明らかにし、次の各号に掲げる当該請求をする者（以下「審査請求者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める書面により行わなければならない。

(1) 議員 議員2人以上が連署する書面

(2) 市民 市民の総数の100分の1以上が連署する書面

(審査会への審査要請)

第5条 議長は、前条第1項の規定による審査の請求があったときは、直ちに浜田市議会議員政治倫理審査会に審査を要請しなければならない。

(浜田市議会議員政治倫理審査会の設置)

第6条 政治倫理の確立を図り、前条の規定による審査の要請に応じて調査審議するため浜田市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、審査の要請のあった事項について、その適否及び政治倫理基準に違反すると認められるかどうかを調査審議する。

(審査会の委員)

第7条 審査会の委員は、6人とする。

2 委員は、議長が識見者又は議員のうちから委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、当該審査に要する間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

5 委員は、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

(審査会の調査権限)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、審査の対象となる議員（以下「審査対象議員」という。）その他適当と認める者を会議に出席させて説明を求め、若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

2 審査会は、必要があると認めるときは、審査対象議員に対し、資産等に関する書類（以下「資産報告書等」という。）の提出を求めることができる。

3 資産報告書等に記載する事項は、議長が別に定める。

(議員の協力義務)

第9条 審査対象議員は、審査会からの求めがあったときは、審査会の会議に出席して説明をし、若しくは意見を述べ、又は審査に必要な資料若しくは資産報告書等を提出しなければならない。

(釈明の機会の保障)

第10条 審査会は、審査対象議員から審査会において釈明したい旨を求められたときは、その機会を保障しなければならない。

(虚偽報告等の公表等)

第11条 審査会は、審査対象議員が資産報告書等の提出を拒み、若しくは虚偽の報告をし

たとき、又は調査に協力しなかったときは、その旨を公表するとともに、第14条に準じた措置を講ずることができる。

(審査結果の報告等)

第12条 審査会は、第5条の規定により審査の要請があったときは、当該要請のあった日から起算して60日以内に審査の結果を書面により議長に報告しなければならない。ただし、天災その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 議長は、前項の報告を受けたときは、その結果を審査請求者（市民にあっては、その代表者）及び審査対象議員に通知するとともに、公表しなければならない。

(審査会の公開)

第13条 審査会の行う会議は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の同意があるときは、非公開とすることができる。

(政治倫理基準違反に対する措置)

第14条 審査会は、審査対象議員に政治倫理基準に違反すると認められる事実があるときは、議長に対し、辞職の勧告その他審査会が必要と認める措置を講ずるよう求めることができる。

(審査結果の尊重)

第15条 審査対象議員は、第12条第2項の規定による通知において、自らの行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重し、政治倫理の確保のために必要な措置を講じなければならない。

(贈収賄罪等の刑確定後の措置)

第16条 議会は、議員が刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4まで及び第198条の罪（議員の地位又は職務と無関係な贈賄罪を除く。）により有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、議会の名誉及び品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする（公職選挙法第11条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第127条第1項の規定により当該議員が失職する場合を除く。）。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年11月1日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年7月7日条例第27号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に在職する委員の任期は、この条例による改正前の浜田市議会議員政治倫理条例第8条第3項の規定にかかわらず、施行日に満了する。

附 則（令和5年9月29日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年3月25日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

◆議会基本条例の運用等について

複数の会派から意見（まあまあ達成・達成されていない）があった事項 →運用について今後検討する

条項・見出し	条文	逐条解説	会派からの意見等	今後の対応（案）	今後の対応（決定）
第10条 採択した請願及び陳情への対応	第10条 議会は、採択した請願及び陳情が市長等において措置することが適当と認めるときは、市長等に対してその趣旨を実現するよう求めるとともに、当該請願及び陳情に関する事後の状況、対応等を議会に報告するよう求めるものとする。	議会として採択した請願・陳情のうち、市長等において措置することが適当と判断したものについて、市長等にその趣旨の実現を求め、対応状況や結果などを報告するよう求めることとしています。	【浜風】 フォローアップの制度化を、議運または特別委員会において協議する。 (例) ・ 請願、陳情進捗管理表の作成 ・ 議会HPに「対応中、一部実施、完了、対応不可」を表示等 【公明】 第10条 議会は、採択した請願及び陳情が市長等において措置することが適当と認めるとき（各委員会で判断）は、市長等に対してその趣旨を実現するよう求めるとともに検証を行い、当該請願及び陳情に関する事後の状況、対応等を議会に報告するよう求めるものとする。	議員定数等議会活性化特別委員会で検討中	議員定数等議会活性化特別委員会で検討中のため、引き続き検討を依頼する
第11条 自由討議による合意形成等	第11条 議長は、議会は議員による自由な討論の場であることを認識し、市長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心とする運営に努めるものとする。 2 議会は、本会議等において、議案、請願及び陳情(以下「議案等」という。)を審議し、結論を出す場合においては、議員相互間の討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を果たすものとする。	議会は議員間の討論の場であるとの原則により、議員間における自由闊達な議論を重視することから、執行部の出席者については、質疑等における答弁を行う必要最小限とすることとしています。 2 議案等の審査においては、議員同士における議論（議員相互間の自由討議）を積極的に行い、合意形成に努め、議会としてのより良い案を導き出すことを定めています。	【浜風】 自由討議が行える「時間」や「役割」を議運または特別委員会において協議する。 (例) ・ 各委員会→採決前に必ず10分の自由討議枠 ・ 本会議→一般質問後に会派横断討議5分 【公明】 議員間討議の場面は少なく、実施方法の検討が必要と考える。	※実効性のある、効果的な自由討議の実施に向けた検討を行う 議会運営委員会または議員定数等議会活性化特別委員会	①議会運営委員会で検討
第12条 政策討論会	第12条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、政策討論会を開催するものとする。	市政に関する重要な政策等については、議会としての共通認識の醸成と合意形成を得るため、政策討論会を開催することとしています。重要施策や課題、政策討論会の運営については、議会運営委員会で協議・決定するものとします。	【浜風】 政策討論会を年に1回開催するよう議運または特別委員会において協議する。→行事化する。 (例) ・ 毎年10月に開催 →6月：テーマ公募（各常任委員会から1件） 7月：議運で1テーマを集約 9月：論点整理（正副委員長＋事務局）	※年1回定期的に政策討論会を実施するよう運用方法について検討を行うかどうか 議会運営委員会または議員定数等議会活性化特別委員会 https://www.city.hamada.shimane.jp/www/gikai/contents/1656578116896/simple/0702.pdf	②議会運営委員会で検討
第14条の2 専門的知見の活用	第14条の2 議会は、島根県立大学等との連携をはじめ、広く専門的知見の有効活用に努めるものとする。	島根県立大学などの高等教育機関における専門的知見や、浜田市の知的財産である教育・技術・伝統文化などを有効活用するよう努めることとしています。	【浜風】 随時対応できるよう専門家依頼の謝金（予算化）や招へい手続きを議運または特別委員会において定める。 (例) ・ 謝金の予算化、・ 依頼ルートの一歩化 ・ 専門家の登録制度（法律、福祉、省エネ、都市計画、防災等）	※現時点でも参考人招致、議員研修会の講師謝金の予算化は行っており活用できるが、その他に制度化を検討するかどうか	
第17条 議員の活動原則	第17条 議員は、議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指して活動しなければならない。 3 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじて活動しなければならない。 4 議員は、政策討論会等を通じて議員相互間における自由な討議を行い、積極的な議案の提出に努めなければならない。	議員は議会の構成員として、市民全体の福祉の増進を目指して活動しなければならないという議員の活動原則を定めています。 3 議会が言論の府、合議体であることから、議員間の自由な討議を中心に活動しなければならないこととしています。 4 議員は、政策討論会等により、議員間の自由な討議を行い、積極的な議案の提出に努めなければならないこととしています。	【公明】 議員間討議が思うように進んでいない。	※第11条の検討と同様の内容	④議会運営委員会で検討
第21条 市民と議会との関係	第21条 議会は、市民に対し、積極的に情報を公開し、説明責任を果たすものとする。 2 議会は、本会議等その他の会議を原則として公開するものとし、あらかじめその日程、議題等を周知するとともに、障がいの有無にかかわらず市民が傍聴しやすい環境の整備、インターネット等による配信に努めるものとする。 4 議会は、本会議又は委員会における公聴会制度及び参考人制度を活用することにより、市民の多様な意見及び専門的又は政策的な識見等を議会の審議に反映させるよう努めるものとする	市民へ議会の動きを積極的に情報公開し、議会としての説明責任を果たすこととしています。市議会ホームページでは、議会の取組や議員・委員会の活動、会議の資料等を積極的に公開しています。 2 本会議や委員会等、全ての会議を原則公開とし、事前に日程や議題、資料等をホームページ等で周知し、議会に関心を持ってもらい、傍聴しやすい環境整備に努めます。また傍聴せずとも会議の内容が市民に伝わるよう会議の録画配信等も行うこととしています。（条例第13条関連） 4 法律の制度を活用し、利害関係人や市民の専門的識見等を議会に反映させることを定めています。 【公聴会制度】・・・審査の際に、利害関係がある人や学識経験者等から意見を聴くことができる制度です 【参考人制度】・・・委員会審査の参考に利害関係のある人、学識経験者等から意見を聴くことができる制度です	【公明】 障がいの有無にかかわらず市民が傍聴しやすい環境は整っていない。 【公明】 十分な活用とは言えない。	会派からの意見の確認 ※必要に応じて制度を活用することの合意形成	⑤議会運営委員会で検討 ⑥議会運営委員会で検討
第22条 重要案件の意見交換会	第22条 議会は、市政に関する重要な案件について、議員及び市民が自由に情報及び意見の交換を行うため、議会運営委員会で協議の上、重要案件の意見交換会を開催するものとする。 2 議会は、市政に関する重要な案件について、市民から重要案件の意見交換会の開催を求められたときは、議会運営委員会で協議の上、これを開催することができる。	重要案件の意見交換会について規定しています。なお、この開催は議会運営委員会で協議・決定します。 2 市政の重要な事項に対し、特に議会自ら市民の皆さんの意見を聞いて施策に反映させる方法の一つとして明文化したものです。重要案件の認識は、議会運営委員会で決定します。この開催は議会運営委員会で協議・決定します。	【浜風】 重要案件の意見交換会が、機械的に開催されるよう議運において協議する。 (例) ・ 事前に対象事案の抽出 →補正予算〇億以上、新規大型事業、市民説明会を伴う施策、総合振興計画他重要案件 ・ その他、開催時期、形式、公開方法等を協議 【公明】 重要案件の捉え方に課題があると感じる。活用していただくための工夫が必要。	※重要案件の意見交換会の運用について、議会運営委員会で検討（重要案件の意見交換会規程の見直し含む）	③議会運営委員会で検討

(案)

議会の提案等に係る検証手法

令和7年9月

浜田市議会

第1 検証の目的

議会の提案等について、その実施状況等を事後的に検証する手法を構築することにより、その実効性を高めること及び社会情勢の変化等に即したものとすることを目的とします。

第2 議会の提案等とは

議会の提案等とは、以下に掲げるものとします。なお、必要に応じて項目の見直しを行います。

- 1 委員会提案条例及び議員提案条例（以下「提案条例等」という。）
- 2 議会または委員会による政策提言等
- 3 議会が採択した請願及び委員会が採択した陳情
- 4 委員会代表質問

第3 提案条例等の検証手法について

1 検証を実施する主体

検証を実施する主体は、検証対象となる条例を所管する各委員会とします。なお、対象となる提案条例等を特に所管すると考えられる特別委員会が既に設置されているときは、その特別委員会を検証の主体とします。

また、所管が複数の常任委員会にまたがるものを検証するときは、連合審査会として議論するものとします。

そして、各常任委員会において行う検証は、基本的に所管事務調査として実施します。

2 検証の対象

(1) これまでに制定した提案条例等について

ア 浜田市議会におけるこれまでの条例制定実績

分類	条例名	制定年月	所管委員会
執行部による執行が前提となる条例	浜田市市政に係る重要な事項の議決等に関する条例	平成 19 年 9 月	議会運営委員会
	浜田市地産地消推進条例	平成 21 年 3 月	産業建設委員会
	浜田市中小企業・小規模企業振興基本条例	平成 29 年 10 月	産業建設委員会
	浜田市地酒で乾杯条例	平成 29 年 10 月	産業建設委員会
	浜田市認知症の人にやさしいまちづくり条例	令和元年 9 月	福祉環境委員会
議会の内部的事項を定めた条例	浜田市議会政務活動費の交付に関する条例	平成 17 年 10 月	議会運営委員会
	浜田市議会議員政治倫理条例	平成 20 年 6 月	議会運営委員会
	浜田市議会基本条例	平成 23 年 9 月	議会運営委員会
	浜田市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例	平成 25 年 9 月	議会運営委員会
	浜田市議会の会期等に関する条例	平成 30 年 12 月	議会運営委員会
	浜田市議会個人情報保護に関する条例	令和 5 年 3 月	議会運営委員会
	浜田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例	令和 5 年 9 月	議会運営委員会

イ これまでに制定した提案条例等のうち検証の対象とするもの

これまでに制定した提案条例等のうち、「執行部による執行が前提となる条例」については、原則として検証の対象とします。

他方、「議会の内部的事項を定めた条例」については、基本的に議会内部の手続等を定めたものが多く、必要に応じて議会運営委員会で見

直しを行い、随時改正を行っているため、原則として検証の対象外としますが、例外として、「浜田市議会議員政治倫理条例」と「浜田市議会基本条例」の2本については、市民の意見や社会情勢の変化等を勘案しながら条例の規定について定期的に検証する機会を設けることが望ましいため、特に検証の対象とすることとします。

(参考) 第1回目の検証の対象となる条例

検証の対象となる条例	検証主体
浜田市市政に係る重要な事項の議決等に関する条例	議会運営委員会
浜田市地産地消推進条例	産業建設委員会
浜田市中小企業・小規模企業振興基本条例	産業建設委員会
浜田市地酒で乾杯条例	産業建設委員会
浜田市認知症の人にやさしいまちづくり条例	福祉環境委員会
浜田市議会議員政治倫理条例	議会運営委員会
浜田市議会基本条例	議会運営委員会

(2) 今後新たに制定する提案条例等について

今後新たに制定する「執行部による執行が前提となる条例」については、原則として検証の対象とします。

加えて、今後新たに制定する「議会の内部的事項を定める条例」については、原則として検証の対象外としますが、例外的に議会運営委員会において承認されたものについては、検証の対象とします。

3 検証の開始時期

(1) 第1回目の検証の開始時期

第1回目の検証は、一般選挙を経た任期開始後、本検証手法をたたき台として全議員で協議・決定した上で、適切な時期に開始するものとします。

(2) 第2回目以降の検証の開始時期

第2回目以降の検証は、4年に一度、議員任期の3年目の12月定例会議から各委員会において、検証対象とした提案条例等を対象として実施するものとします。第1回目の検証と異なり、第2回目以降の検証については議員任期の3年目から開始することとするのは、検証の結果、条例改正等の対応が必要となった場合に当該議員任期中に対応を完結することを可能とするためです。ただし、議会基本条例については、前項のとおりです。

なお、検証実施日から1年以内に施行された提案条例等については、

議会運営委員会における承認を経て、直近の検証時には検証を実施しないことができるものとします。

4 検証の流れ

(1) 議会における検証

個々の委員（議員）が、提案条例等の実施状況を確認し、必要に応じて執行部からその成果や課題等を情報収集し、委員会においてそれらを集約して検証結果報告書としてまとめることとします。

(2) 執行部に対する検証結果報告書の送付

委員会において検証結果報告書がまとまった後、議会運営委員会における承認を経て、議長から市長に対して検証結果報告書を送付することとします。

(3) 執行部からの書面による回答の受領

検証結果報告書を執行部に交付した後、執行部に対して、書面による回答を求めることとします。

5 検証後の対応

(1) 検証を実施した議員提案条例の一部改正等に係る議案の作成、提出等の主体

検証を実施した提案条例等について、議会側で一部改正等を行う必要が生じたときは、当該検証を実施した委員会が主体となって議案の作成や提出等を行うこととします。

(2) 運用開始後における検証制度に関する議論の主体

次年度以降、実際に検証を実施した結果、検証制度に修正等の必要が生じることも考えられますが、検証を実施する中で得られた気づきを適宜制度にフィードバックしていくことが重要です。

また、この検証制度の構築時に定めていない課題が生じるなど、今回の検証制度の構築に当たって議論を行っていない事項について改めて協議する必要が生じることも考えられます。

そこで、当検証手法の運用開始後、検証制度に関して議論する必要が生じたときは、議会運営委員会を主体として議論することとします。

第4 議会または委員会による政策提言等の検証手法について

1 浜田市議会が直近5年間に実施した提言等の実績

提言等の概要	提言時期	所管委員会
農林地の維持管理対策、耕作放棄・鳥獣被害防止対策について【中山間地域振興特別委員会】	令和2年9月	産業建設委員会
行財政改革にかかる申入れ【自治区制度等行財政改革推進特別委員会】	令和2年9月	総務文教委員会
子育て支援策に関する要望書	令和3年2月	福祉環境委員会
こどもの可能性を育む幼児教育について	令和3年5月	総務文教委員会
中山間地における安全・安心対策について【中山間地域振興特別委員会】	令和3年5月	産業建設委員会
浜田漁港周辺エリアの活性化に関する提言	令和3年7月	産業建設委員会
行財政改革にかかる申入れ【自治区制度等行財政改革推進特別委員会】	令和3年8月	総務文教委員会
子育て支援策に関する要望書	令和3年9月	福祉環境委員会
多様性社会の推進について	令和4年11月	総務文教委員会
不登校児童生徒への支援について	令和5年9月	総務文教委員会
産業関係における問題・課題解決についての建議書	令和5年10月	産業建設委員会
就労支援を含めた障がい者支援について 重層的支援体制整備事業の取組について	令和5年10月	福祉環境委員会
協働のまちづくりについて【協働のまちづくり推進特別委員会】	令和6年2月	総務文教委員会
持続可能な医療体制の構築と健康寿命の延伸について	令和7年3月	福祉環境委員会
地域交通について ～移動の自由をどうつくるか～	令和7年9月	総務文教委員会

2 提言等の検証手法について

(1) 検証の対象

ア これまでに実施した提言等

過去に実施した提言等の検証については、その全てを検証対象とするのではなく、各所管委員会で判断することを基本とします。検証対象の範囲や手法については、おおむね過去2年間程度を目安とし、各所管委員会で協議し決定します。

イ 今後実施する提言等

今後、議会または委員会が実施する提言等については、原則として検証の対象とします。

(2) 実施状況等に関する執行部からの報告

議会または委員会が実施した提言等については、毎年度、9月定例会議の開会日までに、その前年度の4月1日から3月31日までの間に実施した提言について、任意の様式により、執行部から提言内容に関する実施状況等の報告を受けることとします。

ただし、報告予定日から近接した時期に提言が実施されたことその他の特段の事情があるときは、議会運営委員会における承認を経て、執行部による報告の時期を変更することができるものとします。

実施状況等の報告を受ける提言の範囲（期間）のイメージ

令和7年度													令和8年度						
…	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
		報告を受ける提言等の対象期間																	実施状況報告

(3) 議会側の対応

所管の委員会が執行部から提言に係る実施状況の報告を受けたときは、全議員に当該報告を通知します。そして、その後の議会側の対応については、報告の内容に応じて所管の委員会において決定することとします。

なお、各常任委員会において検証を行うときは、基本的に所管事務調査として実施することとします。また、対象となる提言等を特に所管すると考えられる特別委員会が既に設置されているときはその特別委員会を検証の主体とします。所管が複数の常任委員会にまたがるものを検証するときは連合審査会として議論します。

(4) 執行部の実施状況等を確認する旨の文言の提言書における明示

執行部の予測可能性を担保するとともに、議会側において認識を共有するため、今後提言等を実施する際には、提言書の中に、将来、提言内容についての執行部における実施状況等を確認する旨の文言を明示することとします。

(参考) 文例

「なお、本提言については、原則として令和●年9月に執行部における実施状況等について報告を求める予定ですので、あらかじめご承知おきください。」

(5) 運用開始後における検証制度に関する議論の主体

当検証手法の運用開始後、検証制度に関して議論する必要が生じた

きは、議会運営委員会を主体として議論することについては、議員提案
条例の検証に準じます。

第5 議会が採択した請願及び委員会が採択した陳情の検証手法について

1 浜田市議会が今期4年間で採択した請願及び委員会が採択した陳情

請願内容	請願時期	付託委員会	本会議審議結果
精神保健医療福祉の改善に関する意見書の提出について	令和4年3月	福祉環境委員会	採択
地方における鉄道政策に関する請願について	令和4年3月	総務文教委員会	採択
子育て支援センター「すくすく」の跡地を公園として整備することを求める請願について	令和4年6月	福祉環境委員会	採択
加齢性難聴者の補聴器購入費助成制度の創設及び意見書の提出について	令和4年9月	福祉環境委員会	一部採択
浜田市立原井幼稚園跡地払い下げに関する請願について	令和5年6月	総務文教委員会	採択
森林環境譲与税の譲与基準の見直しに関する意見書の提出について	令和5年9月	産業建設委員会	採択
サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方について、さらに必要な判断材料や分析の検討を求める請願について	令和6年3月	総務文教委員会	採択
治和町3-1町内住民利用の主要道路の整備促進に関する請願について	令和6年6月	産業建設委員会	採択
学校給食の自然塩（天然塩）使用の請願について	令和6年9月	総務文教委員会	採択
訪問介護の基本報酬引き下げ撤回等と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出について	令和6年9月	福祉環境委員会	採択
国に対し、「刑事訴訟法の再審規程（再審法）の改正を求める意見書」の提出について	令和7年3月	総務文教委員会	採択

陳情内容	陳情時期	委員会	委員会審議結果
	(記載省略)		

2 請願・陳情等の検証について

(1) 今後の方向性

請願・陳情については、所管の常任委員会において、所管事務調査などを通じて、その後の進捗や対応状況について執行部に確認・質疑する仕組みが機能しています。また、議会基本条例においても、市長等に対しその趣旨の実現を求め、事後の報告を求める規定があります。

以上の点から、請願・陳情については、現行制度での対応を基本と

し、本検証手法における一律の検証対象とはしないこととします。ただし、各委員会が必要と判断した場合には、この限りではありません。

※ 留意事項

議会基本条例に事後の報告を求める規定があるものの、その解釈や運用が必ずしも十分ではなかったとの指摘もあり、次期議会において改めて共通認識を図る必要があります

第6 委員会代表質問の検証手法について

1 浜田市議会がこれまでに実施した委員会代表質問の実績

質問項目（大項目）	質問時期	委員会
1 障がい者支援について	令和5年3月	福祉環境委員会
1 「道の駅」ゆうひパーク浜田の今後について		産業建設委員会
1 就労支援を含めた障がい者支援について	令和5年6月	福祉環境委員会
1 浜田市の現状と将来を見据えた一次産業のあり方について		産業建設委員会
1 誰ひとり取り残さない支援体制の充実について	令和5年9月	福祉環境委員会
1 ポスト・コロナ時代の支援策について		産業建設委員会
1 市内建設業者及び労働者の現状について 2 災害対応及び除雪対応について 3 市の建設業に関連する予算及び事業について 4 未対応危険箇所について	令和6年12月	産業建設委員会

2 委員会代表質問の検証について

(1) 今後の方向性

委員会代表質問は、常任委員会の専門分野の重要な課題などについて行われます。そのため、質問の内容や執行部の答弁は、その後の常任委員会における一連の活動の中で扱い、その目的が達成されているかどうかを判断し、政策提言や新たな取組課題へと発展・反映されるべきものです。

このように、委員会代表質問は委員会活動の中で完結すべき性質のものであり、これのみを切り出して別途検証する必要性は低いと考えられるため、本検証手法における一律の検証対象とはしないこととします。

議会基本条例第 10 条「採択した請願及び陳情への対応」

実効性向上に向けた改善について

第 10 条

議会は、採択した請願及び陳情が市長等において措置することが適当と認めるときは、市長等に対してその趣旨を実現するよう求めるとともに、当該請願及び陳情に関する事後の状況、対応等を議会に報告するよう求めるものとする。

背景

議会基本条例第 10 条において、採択した請願・陳情について市長等に対応状況や結果の報告を求める規定があるが、現状において継続的かつ十分な検証が行われていない。

課題

条文に「市長等において措置することが適当と認めるときは」とあり、一律に状況報告を求めるものではない。

【案 1】 「請願・陳情進捗管理表」の統一フォーマット作成と一元管理（浜風）

議会事務局で、採択された請願・陳情のその後の状況を一元管理する一覧表を作成し、「対応中」「一部実施」「実施完了」「対応不可（または困難）」の進捗状況を分類するルールを作る。

【案 2】 所管の常任委員会による「検証の義務化」（公明）

請願・陳情を採択した常任委員会で、検証対象とするものを判断し、所管事務調査などを通じて確認する。

【案 3】 議会による「検証の義務化」

請願は、全員協議会で検証対象とするものを判断する。

【案 4】 執行部への「定期報告」の定例化

執行部に対して、採択された請願・陳情のうち検証対象としたものの対応状況について、書面による報告書の提出を義務付ける。

市議会ホームページでの追跡結果の公表（浜風）

作成した管理表や執行部の報告の資料を市議会ホームページ上の「請願・陳情」のページに定期的に反映させ、市民に対しても事後の対応状況を公開する。

・採択した請願（令和4年3月以降）

	請願内容	請願時期	付託委員会	本会議 審議結果
1	精神保健医療福祉の改善に関する意見書の提出について	令和4年3月	福祉環境	採択
2	地方における鉄道政策に関する請願について	令和4年3月	総務文教	採択
3	子育て支援センター「すくすく」の跡地を公園として整備することを求める請願について	令和4年6月	福祉環境	採択
4	加齢性難聴者の補聴器購入費助成制度の創設及び意見書の提出について	令和4年9月	福祉環境	一部採択
5	浜田市立原井幼稚園跡地払い下げに関する請願について	令和5年6月	総務文教	採択
6	森林環境譲与税の譲与基準の見直しに関する意見書の提出について	令和5年9月	産業建設	採択
7	サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方について、さらに必要な判断材料や分析の検討を求める請願について	令和6年3月	総務文教	採択
8	治和町3-1町内住民利用の主要道路の整備促進に関する請願について	令和6年6月	産業建設	採択
9	学校給食の自然塩（天然塩）使用の請願について	令和6年9月	総務文教	採択
10	訪問介護の基本報酬引き下げ撤回等と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出について	令和6年9月	福祉環境	採択
11	国に対し、「刑事訴訟法の再審規程（再審法）の改正を求める意見書」の提出について	令和7年3月	総務文教	採択
12	浜田市ホームページの改善を求める請願について	令和7年12月	総務	採択
13	大雨災害時の避難誘導體制の改善を求める請願について	令和7年12月	総務	採択
14	防災無線の音質改善及び情報伝達強化を求める請願について	令和7年12月	総務	採択
15	市職員の接遇向上研修の強化を求める請願について	令和7年12月	総務	採択 附帯意見あり
16	市役所職員の働き方改革を求める請願について	令和7年12月	総務	採択
17	公共交通デマンドタクシーの運行拡充を求める請願について	令和7年12月	総務	採択
18	市内バス路線の維持及び再編を求める請願について	令和7年12月	総務	採択
19	公共施設のバリアフリー化推進を求める請願について	令和7年12月	文教厚生	採択
20	診療報酬引き上げと地域医療の維持を求める意見書の提出について	令和7年12月	文教厚生	採択
21	独立行政法人 国立医療機構 浜田医療センターの医師確保対策強化を求める請願について	令和7年12月	文教厚生	採択
22	地域包括ケアの支援体制見直しを求める請願について	令和7年12月	文教厚生	採択

	て			
23	子育て支援の充実の請願について	令和7年12月	文教厚生	採択
24	子育て支援の公平性確保を求める請願について	令和7年12月	文教厚生	採択
25	高齢者・要支援世帯へのごみ出し支援制度を求める請願について	令和7年12月	文教厚生	採択
26	三隅火力発電所の環境影響調査を求める請願について	令和7年12月	文教厚生	採択
27	市における動物愛護施策の強化を求める請願について	令和7年12月	文教厚生	採択
28	マイナンバーカード関連業務の改善を求める請願について	令和7年12月	文教厚生	採択
29	市民相談窓口のワンストップ化を求める請願について	令和7年12月	文教厚生	採択
30	市税滞納整理と相談体制の改善を求める請願について	令和7年12月	文教厚生	採択
31	学校給食費負担軽減の検討強化を求める請願について	令和7年12月	文教厚生	採択
32	学校給食における地産地消の促進を求める請願について	令和7年12月	文教厚生	採択
33	教育委員会の会議公開範囲拡大を求める請願について	令和7年12月	文教厚生	採択
34	市立図書館の蔵書充実と利便性向上を求める請願について	令和7年12月	文教厚生	採択
35	不登校支援及び授業動画配信体制の導入を求める請願について	令和7年12月	文教厚生	採択
36	中学校部活動の地域移行を慎重に進めることを求める請願について	令和7年12月	文教厚生	採択
37	学校トイレの洋式化及び衛生環境改善を求める請願について	令和7年12月	文教厚生	採択
38	通学路の安全対策強化を求める請願について	令和7年12月	文教厚生	採択
39	ICT教育の充実を求める請願について	令和7年12月	文教厚生	採択
40	行政判断に用いられる資料の内容・数字の根拠の丁寧な確認をお願いする請願について	令和7年12月	文教厚生	採択
41	市立体育施設の利用環境改善を求める請願について	令和7年12月	文教厚生	採択
42	いじめ防止及び人権教育の強化を求める請願について	令和7年12月	文教厚生	採択
43	工業用水道会計に関する中国電力との合意書の調査を求める請願について	令和7年12月	文教厚生	採択

44	工業用水道会計における利益剰余金の根拠調査を求める請願について	令和7年12月	文教厚生	採択
45	工業用水道会計の情報開示強化を求める請願について	令和7年12月	文教厚生	採択
46	浜田市商店街の活性化支援を求める請願について	令和7年12月	産業建設	採択
47	JR 浜田駅周辺整備の透明性向上を求める請願について	令和7年12月	産業建設	採択
48	三桜酒造跡地の利活用に関する透明性確保を求める請願について	令和7年12月	産業建設	採択
49	農業担い手支援の強化を求める請願について	令和7年12月	産業建設	採択
50	市管理区域の草刈り・溝掃除の行政負担化を求める請願について	令和7年12月	産業建設	採択
51	生活道路の補修計画及び舗装基準の明確化を求める請願について	令和7年12月	産業建設	採択
52	市内河川の点検強化及び治水対策の充実を求める請願について	令和7年12月	産業建設	採択
53	市内公園の安全管理と維持強化を求める請願について	令和7年12月	産業建設	採択
54	空き家対策の強化を求める請願について	令和7年12月	産業建設	一部採択
55	市営住宅の入居基準見直しを求める請願について	令和7年12月	産業建設	採択
56	所管事務調査の適正な運用改善を求める請願について	令和7年12月	議会運営	採択
57	令和7年12月定例会議採択の総務委員会所管請願に係る進捗状況報告に関する請願について	令和8年3月	総務	採択
58	浜田市公文書管理条例の制定及び公文書管理体制の抜本的改善に関する請願について	令和8年3月	総務	採択
59	令和7年12月定例会議採択の文教厚生委員会所管請願に係る進捗状況報告に関する請願について	令和8年3月	文教厚生	採択
60	教育・スポーツ施設の設置、改廃及び機能転用に関する適正な意思決定手続の確保を求める請願について	令和8年3月	文教厚生	採択
61	令和7年12月定例会議採択の産業建設委員会所管請願に係る進捗状況報告に関する請願について	令和8年3月	産業建設	採択
62	令和7年12月定例会議採択の議会運営委員会所管請願に係る進捗状況報告に関する請願について	令和8年3月	議会運営	採択
63	一般質問における議員間の発言順序の変更に関する請願について	令和8年3月	議会運営	採択

・採択した陳情（令和４年３月以降）

	陳情内容	陳情時期	委員会	委員会 審議結果
1	公文書等の管理に関する法律に定められた地方公共団体の義務を果たし、協働のまちづくりに資するため、浜田市の公文書等の管理（記録すべき内容等）についてルールとして定めることの検討を求める陳情について	令和４年３月	総務文教	採択
2	浜田市庁舎管理規則について、市が「窓口での相談内容の録音は公共の福祉に反する」と考える理由の説明を求める陳情について	令和４年３月	総務文教	採択
3	文書主義に関する陳情について	令和４年３月	総務文教	採択
4	庁舎管理規則の録音録画の禁止に関する陳情について	令和４年３月	総務文教	採択
5	金城中学校のスキー事故に関する陳情について	令和４年３月	総務文教	採択
6	お魚市場の家賃に関する陳情について	令和４年３月	産業建設	採択
7	落石・倒木の処置に関する陳情について	令和４年３月	産業建設	採択
8	議員の傍聴者への誹謗中傷を制限する陳情について	令和４年３月	議会運営	採択
9	旧久佐小学校のグランド整備に関する陳情について	令和４年６月	総務文教	採択
10	浜田市の公共施設再配置について、総量での進捗管理と推移の発表を求める陳情について	令和４年６月	総務文教	採択
11	浜田市の公共施設について維持管理費・更新等に係る経費の推移の公表を求める陳情について	令和４年６月	総務文教	採択
12	パブリックコメントの結果の公表について改善を求める陳情について	令和４年６月	総務文教	採択
13	パブリックコメントの意見について、必要のない編集をせずに利用、公表されることを求める陳情について	令和４年６月	総務文教	採択
14	改正された浜田市庁舎管理規則の録音禁止について改正の検討を求める陳情について	令和４年６月	総務文教	採択
15	浜田市は、文書主義であり、条例によれば記録・文書を作らなければ違反であるという陳情について	令和４年６月	総務文教	採択
16	憲法違反の可能性もあるような録音禁止規定の陳情について	令和４年６月	総務文教	採択
17	長沢サブセンターの陳情について	令和４年６月	総務文教	採択
18	いろいろな規定が玉虫色である陳情について	令和４年６月	産業建設	採択
19	水産加工団地を浜田市の公共下水にするという陳情について	令和４年６月	産業建設	採択

20	危険処理の際、所有者に請求する費用に整合性があるかという陳情について	令和4年6月	産業建設	採択
21	議員は、公人なのではっきりわかるように名前を出してほしいという陳情について	令和4年6月	議会運営	採択
22	生湯4-1町地内における出水対策の陳情について	令和4年9月	産業建設	採択
23	(仮称)長沢サブセンター建設に係る陳情について	令和4年9月	総務文教	採択
24	浜田市庁舎管理規則第7条第14号に規定する別に定めるものを定める要綱の第2条(1)(2)について、適用除外が必要な理由等の説明を求める陳情について	令和4年9月	総務文教	採択
25	浜田市の重要な計画にわかりやすいKGIの設定の検討を求める陳情について	令和4年9月	総務文教	採択
26	浜田市の郷土資料館の資料についてデジタル化の具体的な検討を求める陳情について	令和4年9月	総務文教	採択
27	公務における公人名は、陳情においても氏名を黒消しにするべきではないという陳情について	令和4年9月	議会運営	採択
28	60億円で建てた「荷さばき所」をJF、漁協に適正家賃の検討をしてほしいという陳情について	令和4年9月	産業建設	採択
29	サン・ビレッジ浜田アイススケート場の施設の方向性について、計画的な調査・検討とその説明を求める陳情について	令和4年12月	総務文教	採択
30	採択された陳情に関して浜田市議会議長から執行部へ提出された善処要望に対して、誠実な対応を求める陳情について	令和4年12月	議会運営	採択
31	選挙の看板について	令和4年12月	議会運営	採択
32	溝について	令和4年12月	産業建設	採択
33	庁舎内録音禁止について	令和4年12月	総務文教	採択
34	企業誘致について	令和5年3月	産業建設	採択
35	処分に係る明文化について	令和5年3月	総務文教	採択
36	浜田市管理三級河川「山田川」の治水対策の陳情について	令和5年6月	産業建設	採択
37	再配置計画、総合振興計画に「ないものはない」という考えも加えたらどうかという陳情について	令和5年6月	総務文教	採択
38	本当に「困った」との声が議会や市に届いてないのかという陳情について	令和5年6月	総務文教	採択
39	バラバラな行政執行を一考してという陳情について	令和5年6月	福祉環境	採択

40	浜田市の公共施設等総合管理計画について現状と今後の考え方の説明を求める陳情について	令和5年6月	総務文教	採択
41	公共施設状況調査（総務省）の経年比較表の数値と浜田市のホームページの数値の違いについて、分かりやすい説明を求める陳情について	令和5年6月	総務文教	採択
42	中期財政計画の投資的経費や普通建設事業費が、毎年度予定していた額を大幅に上回り続けている理由と今後の対策について、分かりやすい説明を求める陳情について	令和5年6月	総務文教	採択
43	湯屋温泉供給料金の引き下げの陳情について	令和5年9月	産業建設	採択
44	地方税統一QRコードを活用した地方税等納付方法の速やかな導入を求める陳情について	令和5年9月	福祉環境	採択
45	浜田市の公共施設に関する計画の進捗管理について、計画上の更新投資額及び維持管理費と、実際にかかった更新投資額及び維持管理費を比較管理、公表することを求める陳情について	令和5年9月	総務文教	採択
46	QRコード納税の陳情について	令和5年9月	福祉環境	採択
47	公共施設再配置実施計画の陳情について	令和5年9月	総務文教	採択
48	浜田市議員政務活動費増額の陳情について	令和5年12月	議会運営	採択
49	再配置計画のベースの計算について、全体面積を出し、全体維持費を出してから検討してほしいという陳情について	令和5年12月	総務文教	採択
50	登下校は右側歩行等安全を厳守してほしいという陳情について	令和5年12月	総務文教	採択
51	命を守る行動のアドバイスをし、横断歩道での事故を減らそうという陳情について	令和5年12月	総務文教	採択
52	地域井戸端会の報告で特定の内容を削除した理由を教えてくださいという陳情について	令和5年12月	議会広報広聴	採択
53	地方自治法2条14項の「最少の経費で最大の効果を」に違反するなという陳情について	令和5年12月	総務文教	採択
54	陳情の提出に関する陳情について	令和5年12月	議会運営	採択
55	訪問入浴介護サービスの存続を求める陳情について	令和6年3月	福祉環境	採択
56	石見まちづくりセンター研修室床の修理の陳情について	令和6年3月	総務文教	採択
57	郷土資料館・石見神楽伝承館整備の検討において市民主体の手法を取り入れることを求める陳情について	令和6年3月	総務文教	採択

58	スケート場調査報告書の検証を求める陳情について	令和6年3月	総務文教	採択
59	サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方について、機能転用（用途変更）した場合の利用想定、収支想定について、分かりやすい説明を求める陳情について	令和6年3月	総務文教	採択
60	サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方について、報告書で比較検討する3つの用途ごとに経済効果の比較検討結果の説明を求める陳情について	令和6年3月	総務文教	採択
61	サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方に関するアンケート調査について、わかりやすい説明を求める陳情について	令和6年3月	総務文教	採択
62	複合施設の決定プロセスの説明を市民にしてほしいという陳情について	令和6年3月	総務文教	採択
63	スケート場が廃止の流れの中で、説明のエビデンスの具体性がないので再考をという陳情について	令和6年3月	総務文教	採択
64	サン・ビレッジ浜田アイススケート場の活用のあり方について、スケート場として存続する場合の想定について、最も費用対効果の高い駆動方式の採用を求める陳情について	令和6年3月	総務文教	採択
65	浜田市の建設工事発注の工事内容の取り扱いの陳情について	令和6年6月	総務文教	採択
66	浜田市陸上競技場の出入り口（スロープ）を車いすでも容易に出入りできるように改修するとともに、障がい者用トイレの改修を早急に対応願う陳情について	令和6年6月	総務文教	採択
67	地籍調査の迅速な実施に関する陳情について	令和6年6月	産業建設	採択
68	石見神楽伝承について課題の整理と目指すゴールの設定・公表について検討を求める陳情について	令和6年6月	総務文教	採択
69	総合振興計画等で市が言う「儲かる農業」とはどういう状態なのか？や「農業所得の向上」の説明を求める陳情について	令和6年9月	産業建設	採択
70	浜田市健康増進センター（すまいる）に冷暖房機器の設置を求める陳情について	令和6年12月	総務文教	採択
71	議会の審議において、どの議員が、どの議案に「賛成」「反対」「棄権」したかが分かるような図づくり、自治体のホームページで公開することに関する陳情について	令和7年3月	議会運営	採択

72	印鑑登録の出張申請に対応する行政サービスを求める陳情について	令和7年9月	福祉環境	採択
73	災害時における避難場所(小中学校の体育館)へのエアコン設置の陳情について	令和7年12月	文教厚生	採択
74	図書館司書の正規職員化の陳情について	令和7年12月	文教厚生	採択
75	地方自治法第2条第14項に基づく効率的な議会運営及び紹介議員の発言制限に関する陳情について	令和8年3月	議会運営	採択